

様式第6号（第4条関係）

舞消消第143号
令和7年12月11日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市消防長



行政文書不存在決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	2025年4月～2025年12月における舞鶴市消防本部の月別離職者数およびその退職理由(自己都合・定年・懲戒・死亡・その他)と所属または職種を記録した文書 同期間における舞鶴市消防本部職員の月末時点の男女別入数を記録した文書(可能であれば職種別または所属別)
不存在の理由	開示請求内容にある期間及び退職理由や退職者数など個別のリストは作成しておらず存在しない。
担当部課等	消防本部 消防総務課 電話番号 0773-66-0119 (内線9101)
備考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。